

一般財団法人愛知県建築住宅センター長期使用構造等確認業務約款

(責務)

- 第1条 申請者（以下「甲」という。）及び一般財団法人愛知県建築住宅センター（以下「乙」という。）は、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（以下「法」という。）、同法施行令、同法施行規則並びにこれに基づく告示・命令等を遵守し、この約款（依頼書及び引受承諾書を含む。以下同じ）及び「一般財団法人愛知県建築住宅センター評価業務規程」（以下「規程」という。）に定められた事項を内容とする契約（以下「この契約」という。）を履行する。
- 2 乙は、管理者の注意義務をもって、引受承諾書に定められた業務を次条に規定する日（以下「業務期日」という。）までに行わなければならない。
 - 3 乙は、甲から乙の業務の方法について説明を求められたときには、速やかにこれに応じなければならない。
 - 4 甲は、乙から引受承諾書を交付された場合は、この約款に基づき契約を締結したものとし、別に定める「一般財団法人愛知県建築住宅センター手数料に関する規程」に基づき算定され、引受承諾書に記載された額の料金を引受承諾書交付時に乙の指定する銀行口座に振り込みの方法で支払わなければならない。ただし、甲と乙は、別途協議により合意した場合には、別の支払方法をとることができる。
 - 5 甲は、この契約に定めのある場合、又は乙の請求があるときは、乙の業務遂行に必要な範囲内において、引受承諾書に記載された業務の対象（以下「対象住宅」という。）の計画、施工方法その他必要な情報を遅滞なくかつ正確に乙に提供しなければならない。
 - 6 乙は、法及びこれに基づく命令によるほか規程に従い、公正、中立の立場で厳正かつ適正に、業務遂行し、第2条に規定する業務期日までに「長期使用構造等である旨の確認書」（以下「確認書」という。）又は「長期使用構造等でない旨の確認書」を交付しなければならない。

(業務期日)

- 第2条 乙の業務期日は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期日までとする。
- (1) 戸建て住宅 引受承諾書に定める申請日から21日を経過する日
 - (2) 共同住宅等 引受承諾書に定める申請日から45日を経過する日
- 2 乙は、甲が第1条及び第3条第1項並びに第2項に定める責務に定める責務を怠った時、その他乙の責に帰することができない事由により、業務期日までに業務を完了することができない場合には、甲に対しその理由を明示の上、業務期日を延長することができる。この場合において、必要と認められる業務期日の延長その他の必要事項については、甲乙協議して定める。
- 3 甲が、乙にその理由を明示し書面をもって業務期日の延期を申し出た場合で、乙がその理由が正当であると認める場合には、乙は業務期日の延期をすることができる。

(長期使用構造等確認審査中の計画変更)

第3条 甲は、確認書の交付前までに甲の都合により対象住宅の計画を変更する場合は、速やかに乙に変更部分の長期使用構造等確認申請図書を提出しなければならない。

- 2 前項の計画変更が、変更に係る部分の床面積の合計が当初の計画の全体の床面積の三分の一を超えた場合など、大規模なものにあつては、甲は、当初の計画に係る長期使用構造等確認の申請を取り下げ、別件として改めて長期使用構造等確認を申請しなければならない。
- 3 前項の申請の取り下げがなされた場合は、第4条第2項の契約解除があつたものとする。

(甲の解除権)

第4条 甲は、次の各号の一に該当するときは、乙に書面をもって通知してこの契約を解除することができる。

- (1) 乙が、正当な理由なく、第2条の各号に掲げる業務を当該各号に定める業務期日までに完了せず、またその見込みのない場合
- (2) 乙がこの契約に違反したことにつき、甲が相当期間を定めて催告してもなお是正されないとき

- 2 前項に規定する場合のほか、甲は、乙の業務が完了するまでの間、いつでも乙に書面をもって申請を取り下げる旨を通知してこの契約を解除することができる。
- 3 第1項の契約解除の場合、甲は、料金が既に支払われているときはこれの返還を乙に請求することができる。また、甲は、その契約解除によって乙に生じた損害について、その賠償の責めに任じないものとする。
- 4 第1項の契約解除の場合、前項に定めるほか、甲は、損害を受けているときはその賠償を乙に請求することができる。
- 5 第2項の契約解除(申請の取り下げ)のうち、乙は、料金が既に支払われているときはこれを甲に返還せず、また当該料金がいまだ支払われていないときはこれの支払を甲に請求することができる。また、甲は、既に支払った料金が過大であるときは、その一部の返還を乙に請求することができる。
- 6 第2項の契約解除の場合、前項に定めるほか、乙は、損害を受けているときは、その賠償を甲に請求することができる。

(乙の解除権)

第5条 乙は、甲がこの契約に違反したことにつき、乙が相当期間を定めて催告してもなお是正されない場合、または甲の責めに帰すべき事由により業務期日に確認書を交付することができない場合は、甲に書面をもって通知しこの契約を解除することができる。

- 2 前項の契約解除のうち、乙は、料金が既に支払われているときはこれを甲に返還せず、また当該料金がいまだ支払われていないときはこれの支払を甲に請求することができる。また、乙は、その契約解除によって甲に生じた損害について、その賠償の責めに任じないものとする。
- 3 第1項の契約解除の場合、前項に定めるほか、乙は、損害を受けているときは、その賠償を甲に請求することができる。

(乙の免責)

第6条 乙は、長期使用構造等確認の業務遂行により、甲の依頼に係る住宅が建築基準法及び住宅の品質確保の促進等に関する法律並びにこれらに基づく命令及び条例の規定に適合することを保証しない。

2 乙は、長期使用構造等確認の業務遂行により、当該対象住宅に瑕疵がないことについて保証しない。

3 乙は、甲が提出した長期使用構造等確認申請図書に虚偽があることその他の事由により、適切な業務遂行ができなかった場合は、長期使用構造等確認業務の結果に責任を負わないものとする。

(秘密保持)

第7条 乙は、この契約に定める業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己に利益のために使用してはならない。

2 前項の規定は、以下に掲げる各号のいずれかに該当するものには適用しない。

(1) 既に公知の情報である場合

(2) 甲が、秘密情報でない旨書面で確認した場合

(3) 所管行政庁から求められた場合

(個人情報の取り扱い)

第8条 乙は、甲の個人情報に関しては、個人情報の保護に関する法律を遵守して誠実に扱うものとする。

2 乙は、甲から得られた個人情報は、長期使用構造等確認に関する業務を行うために利用する。

(別途協議)

第9条 この契約に定めのない事項又はこの契約の解釈につき疑義を生じた事項については、甲乙信義誠実の原則に則り協議のうえ定めるものとする。

附 則

この約款は、令和 4年 2月 20日から施行する。